

令和6年度 富山市立榆原中学校

いじめ防止基本方針

富山市立榆原中学校

目 次

1 榆原中学校いじめ防止基本方針について	2
(1) 目的	2
(2) 基本理念	2
(3) いじめの禁止	2
(4) 学校及び職員の責務	2
2 本校のいじめの実態と課題について	2
(1) 本校の実態	2
(2) 本校の課題	3
3 いじめ問題への対応について	3
(1) いじめの防止のための取組	3
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめが起きたときの対応	4
4 重大事態への対処について	6
(1) 重大事態とは	6
(2) 重大事態の対応についての留意事項	6

1 榆原中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立榆原中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、平成29年度10月に富山市教育委員会から出された「富山市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「榆原中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び他関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

※参照【表1 校内いじめ防止対策委員会】

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・令和5年度は、いじめの認知件数は9件でした。概して、仲間を思いやり、穏やかに生活しています。しかし、日常生活の中で、周囲の友達の気持ちや立場等に配慮しない軽率な言動も時としてみられます。
- ・昨年度当初は、小学校時代の苦い経験から、いじめの問題発生に関して不安な気持ちを抱いていた生徒もいましたが、人権について考える集会等、関わり合う機会を多く設ける中で、認め合う関係づくりができています。

(2) 本校の課題

- ・多くの生徒が幼い頃から互いによく知っている間柄で、親しい友人関係を築いていますが、“慣れ”が、無遠慮で相手を傷つける言動につながらないように、人付き合いのルールづくりに留意する必要があります。また、中学校から同級生となった生徒を受け入れる環境づくりも必要です。早期にいじめの芽を摘み、未然防止の指導充実に努めなければいけません。
- ・相手が快く思わない自己中心的な発言やからかい混じりの発言等、生徒間の不快を招く発言がみられます。また、ネット上の書き込み等、言葉によるいじめの発生には注意が必要です。生徒の実態把握に努め、言語環境に留意した教育活動を進めるとともに、他者との望ましい関わり方を身に付ける指導をしっかりと行っていかなくてはなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童生徒及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・温かい雰囲気の中で、生徒が失敗したりうまくいかないことがあっても、許容し、応援する集団づくりに努めます。
- ・学校として「特に配慮が必要な児童生徒」については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・生徒がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組めます。

- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休憩時間や放課後の子供の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいな兆候や懸念、いじめに関する情報を抱え込み、対応不要と個人で判断せず、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、判断します。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・生徒の心身に重大な被害が生じている、またはその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめられた生徒とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して生徒の身を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせます。
 - ア いじめに同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させます。
 - イ いじめに無関心な生徒（傍観者）に対しては、何もしないこともいじめ（空気のいじめ）であることを理解させます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、被害生徒の回復、加害性とが抱えるストレスの問題の除去、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。
- ・学校は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に関わる情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告する。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

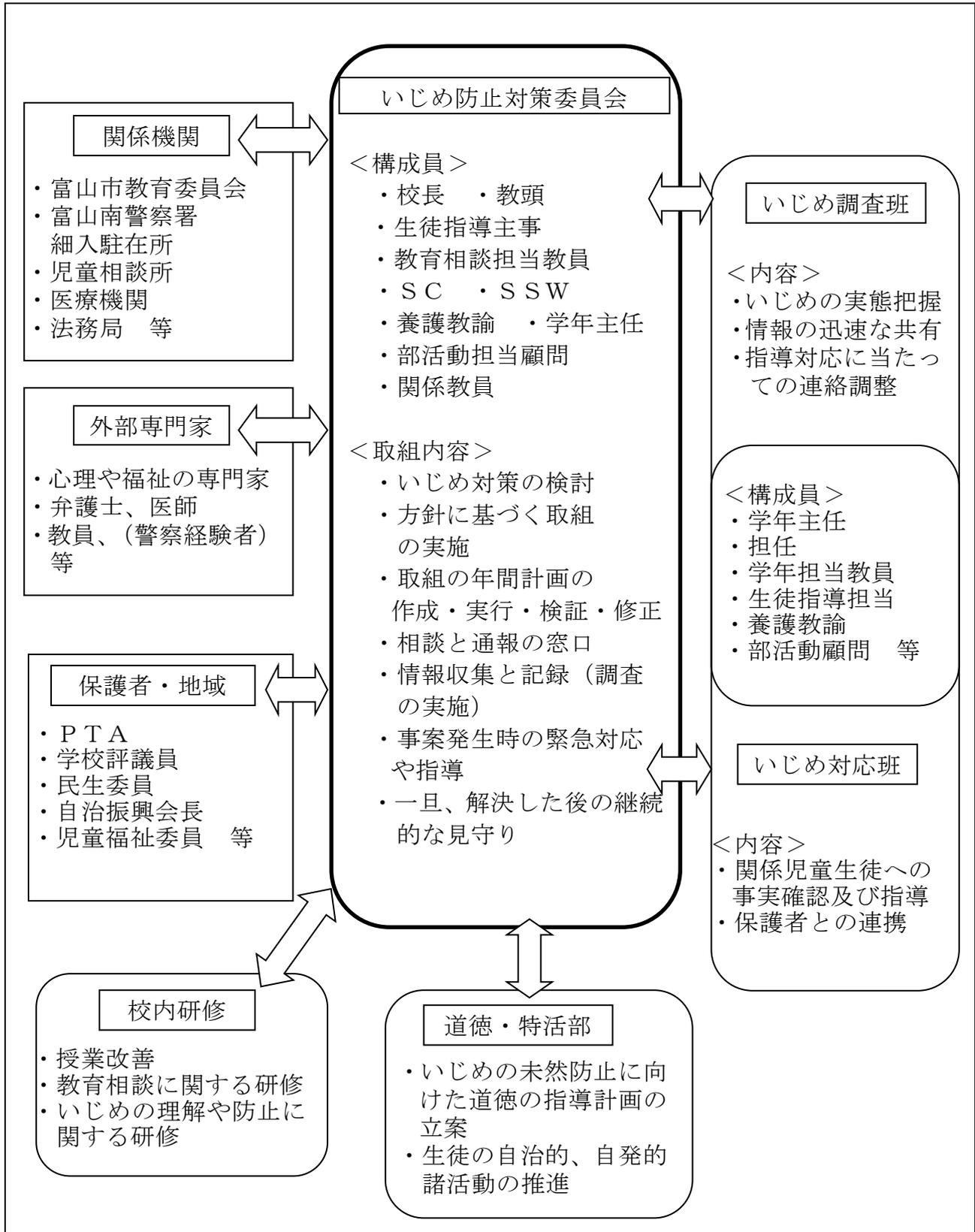
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	伊東 和也	総 括		
教頭	柴 千春		対応班	
教務主任	林 敬志		対応班	
生徒指導主事	戸島 立晶	調査班		
スクールカウンセラー	岡田 千秋		対応班	
S S W	清水 剛志		対応班	
各学年主任・学年担当	戸島 立晶・藤井 瞳 山本 徹・講神 敬志 東 竜也・石金 珠緒	調査班	対応班	
養護教諭	中川 愛望	調査班		
部活動担当教員	戸島 立晶		対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4月	いじめ防止対策委員会 学年懇談会での保護者啓発	学級・学年づくり① 人間関係づくり①	いじめアンケート ↑
5月	↑ いじめ問題に関する職員研修会		教育相談週間
6月		↓	Q-U調査
7月			保護者学校評価アンケート
8月			Q-U調査による研修
9月	いじめ防止対策委員会	学級・学年づくり② 人間関係づくり ↑	
10月			
11月		↓	教育相談週間
12月		人権週間への取組	Q-U調査 保護者学校評価アンケート
1月			
2月	いじめ防止対策委員会		教育相談週間
3月	↓		保護者学校評価アンケート ↓

事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

